

ります。第二臨調におきまして補助金問題やらそのほかの問題は当然取り上げられる問題であり、内大臣がおっしゃられるような方向で検討が加えられるものと期待しております。
それから第二の、予算編成に影響を及ぼすという点も同感でございます。しかし、具体的にどういうふうにやるかということは、臨調の委員が自分で自主的に決めただくことでございますので、私いたしましてはそういう希望を持つていて、そういうことを申し上げたいと思います。
それから第三の民営論につきましては、これは

かねがねいろいろ議論がございまして、今まで答申のあるものもございます。それで、アルコール専売のようなものは、ある適当な処置を経た後、新しくできるエネルギー機構に吸収するとか、そういう処置の決まって、いるのもございます。これらの問題も、いずれ新しい臨時行政調査会において決着がつけられるものと期待しております。

この数日來、武器輸出禁止の問題をめぐらましていろいろな議論が開かれてきたわけです。そしてきょうは、与野党の国対委員長会談の合意事項という形で、この問題が継続的に与野党の間で話し合われるということが決まったわけでございます。したがって、私どもは本格的な議論はそういう中でやりたいと思うのであります。一つ二つだけ、この際確かめておきたい問題がござります。

その一つは、今後の武器輸出の問題の中で一番むずかしい問題でござります汎用製品の輸出の問題なんですが、これについては、これまで政府答弁書というものがいろいろな方に出されております。しかし、私の理解するところでは、これまでの政府答弁書によりますと汎用品についてはこういうふうに答えられている。「汎用品については、輸出の段階において当該貨物が輸出後仕向地で実際に何に用いられるかを客観的に判断す

「そこは極めて困難であるため、輸出規制の公正さ及び実効性の観点から規制対象とすることは適当ないと考えられる。」これがこれまで政府が出してきた汎用品に対する政府の答弁書であります。

そこで、何に用いられるか客観的に判断できな
いからという前提に立っておりますが、その使途
がもっぱら軍用に使うということが明らかである
場合、これはいろんな例があるのです。私はここ
に一覧表を持っておりますが、たとえばV-1とい
うようなヘリが一機四億五千万円で計七機スウェ
ーデンに送られまして、これが対潜ヘリという形
で軍事用にいま利用されているというような例
が、ここにすらっと並んでいるわけであります。
そうしますと、いまの政府答弁だと、何に使われ
るかわからぬから汎用品については規制の対象
にすることは適当でないというようなこの答弁書
だけでは、今後問題がいろいろ起こつてくる。し
たがつて、この答弁書については再検討する必要
が起るのではないか。つまり、その用途がもつて
ばら軍用に使うことが明らかである場合について
は、政府としては、現状ではこの方針をさらに貫
くとおっしゃるのか、いや、再検討の余地がある
ということなのか、この一つはどうしても伺つて
おきたいと思つたのです。

る、そういうことが第一。第二が、いま大内議員も指摘しましたように、客観的にそういう砲銃の部分品として認められるときというようなことを書かれておりますので、それを適用して承認を乞うる、あるいは税関で検査する場合にそういう判断からやっているわけでございまして、これを全部総ざらいに調査するということはほとんど不可能でございます。

汎用品ということとは、これは相手側のやることで、一次の製品につきましてそれが武器ではなくても、向こうが輸入した場合に二次、三次製品で武器にするということまで私どもは調査、チェックができるまでは、したがつて、武器とは何ぞやと、いうような定義、あるいはこれに罰則を用いる場合に、外見上武器と見られる、あるいはそういう抽象的なことでござりますけれども、範囲が非常に広うございますので、私どもは、そういう武器とは何ぞやという定義に外れたもの、あるいは輸出の段階で客観的にそういうふうに見られるもの以外のものを汎用品と言つておりますので、大内議員指摘のように、くつの上から足をかくような感じも持たれるのは仕方がないことであるというふうに判断しております。

○大内委員 この問題は非常に広い問題でござりますから、私はあえて非常に限定して問うたわけなんです。政府の答弁書によりますと、たとえば、その用途がもっぱら軍用に使うということが明らかでも、汎用品であれば規制対象にすることには適当でない、こうしたことになりますて、この答弁書は、これから与野党の話し合いで、政府がその方針を堅持するということになりますと相当のネックになつてくるのですから、この点に限定して私は政府の考え方を聞いたのですが、これ以上聞いてはまずいですか。苦しいですか。本当はここははつきりしていただきたいところですが、これは与野党の話し合いの中でさらに煮詰めよう。という問題にしましょ。

年の二月二十七日の例の政府方針でござりますが、ここでは、三地域以外「武器」の輸出を慎む。「慎む」という、これは非常にむずかしい表現ですね。慎まないときもあるのですか。つまり、「慎む」ということは、例外もあるということですか。これはちょっと聞いておく必要があるのですね。

○田中(六)國務大臣 武器輸出三原則には、はつきり三項目きちんと書いておるわけございませんけれども、御指摘の点につきましては確かに「慎む」ということを書いておりまして、私どもも与野党挙げて三原則以上に発展させた、拡大された解釈だというふうにやつておりますが、微妙な日本語で、「慎む」ということは、やはり慎まない場合はどうなるかといち疑問でございますが、これを大内議員も疑問に思いましたように、私も実は、この「慎む」ということはどういうことだらうかということで、事務当局ともいろいろ懇談いたしましたけれども、まあ多少輸出を逃れていく場合もその場所にはあるのじやないかということでおるわけでございまして、これは与野党の今回の話し合い、私どもの閣僚懇談会で決めてもらいました。(発言する者あり)

それから、いま、野次に答えるのはどうかと思ひますけれども、「慎む」ということは、やはり原則としてはだめだということ、それから発展させていく過程で問題を処理するというようなことで、結局「慎む」という言葉は疑問点のままおるわけございまして、これは与野党の今回の話ではないかと、そういうふうに思います。

○大内委員 これは政府の方針でござりますので、本當は政府としてははつきりした考え方方が、この「慎む」ということについて解釈が必要だと思いましたが、通産大臣はこの「慎む」ということについて必ずしもはつきりした認識を持つておられないということがよくわかりました。

そこで、この政府方針の中の(三)「武器製造関連設備」としまして、これは「輸出貿易管理令別表第一の第百九の項など」と書いてあるのですね。一〇九項以外の「など」というのはどこを指

2024年5月10日 衆院外務委員会 配付資料 日本共産党 宮本徹